

令和元年6月14日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年6月14日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めましておはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番 天野 里美 君・9番 小川 保 君を指名いたします。

日程第2、諸般の報告をおこないます。

まず委員長報告を行います。委員会の結果報告はタブレットに掲載しております。

6月11日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長 隅岡 美子君。

総務教育常任委員会委員長（隅岡 美子）

失礼をいたします。

報告を申し上げます。令和元年6月11日に開催をしました総務教育常任委員会の結果を次のとおりご報告を申し上げます。

審議事項、

議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）

議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）

議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター条例の制定について

議案第5号、多度津町火災予防条例の一部改正について

議案第6号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第1号）

議案第7号、物品購入契約の締結について

議案第9号、専決処分の承認について（令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号））

## 審議結果

- 議案第 1 号から議案第 7 号及び議案第 9 号について委員、傍聴議員より、
- 一つ、軽自動車税の環境性能割を非課税にすることだが、説明をお願いしたい。税収はどうなるのか、少なくなるのなら補填はどうなるのか。また、消費税増税との関連はどうなるのか。
  - 一つ、自動車取得税減税のエコカー減税は 4 月から廃止されたが、駆け込みでどの位増えたのか。
  - 一つ、自動車取得税減税補填のために都道府県の重量税の譲与税が出来ると聞いているが、どうなのか。
  - 一つ、自動車税は非常に分かりにくいのが、制度改正を町民に分かり易く説明する資料は出すのか。低燃費の自動車は減税対象になると思ってよいのか。
  - 一つ、国保の基礎課税額が 58 万円から 61 万円になっているが、改正後の税収はどのくらいになるのか。減収の補填はどうなるのか。
  - 一つ、補正予算に 67 万 8 千円で学習環境整備事業の備品購入とあるが、何校に整備する予定なのか、全小学校で整備する予定はあるのか。
  - 一つ、体育施設管理費の工事費 49 万 5 千円は体育館の補修と聞いているが、緊急点検を行った他の施設全体での補修工事費はどうなっているか。
  - 一つ、212 万 3 千円を計上してランニングマシン 2 台を購入すると聞いているが、温水プールには吊り天井等の危険箇所があるので、利用者の安全確保の面からすると他に資金を投入するところがあったのでないか。また、施設の老朽化に対する県の補助などの何か方策があるのでないか。
  - 一つ、体育館事故での被害者の女性のその後はどうなっているのか、補償はすべて保険で賄えるのか。
  - 一つ、ため池ハザードマップ浸水想定区域図作成業務 418 万円が計上されているが、町内のため池全てが対象になるのか、いつ頃作成出来るのか。
  - 一つ、ため池の耐震調査でのボーリング調査の結果はどうなるのか、浸水想定区域内で加味して作られるのか。
  - 一つ、民間危険ブロック塀の撤去支援事業補助金は 10 件ということだが、補助はブロック塀の優先順位なのか申し込み順なのか、基準はあるのか。また、当初予算の 10 件分はすべて補助が済んだのか。
  - 一つ、民間危険ブロック塀撤去支援事業費 160 万円とあるが、県支出金で 40 万円と国庫支出金 80 万円を計上しているのが良く分からない。

- 一つ、自治会要望として何件くらい出ているのか。自治会長には責任があるので要望したものが、いつ頃になるのか話をしてもらいたい。
  - 一つ、町道に面した私有地から竹や木が町道にかぶさっている場合に、所有者にどのように周知をしているのか。
  - 一つ、公共のトイレの問題は大切であり、安全で衛生的なものを望んでいるので、今後の方向性を示してもらいたい。また、建て替え予定のない公共施設のトイレの改善はどのように考えているのか。
  - 一つ、今回購入する消防用ポンプ自動車に関してメーカーはどこになるのか。
  - 一つ、災害対応特殊消防ポンプ車の特徴を説明してもらいたい。使い方はどうなるのか。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、環境性能割を香川県に納めるように同一条件で運用するための改正であり、内容は大きくは変わっていない。今回からは税としての新たな課税なので税は増えることになるが、交付税措置と比べると少なくなり、そのうちのいくらかは交付税として補填されることになる。消費税増税に関して国は環境性能割で減税しているが、臨時的に条例でさらに1年間は1%減税するようにしている。
  - 一つ、2年前に軽自動車税を上げているので、エコカー減税廃止に伴う駆け込みの台数の増加はそれほど多くない。
  - 一つ、重量税は国税であり、県が収納しているので譲与税が高くなるという話は聞いている。
  - 一つ、自動車税は分かりにくく説明が難しいので広報はしていないが、軽自動車の所有者には文書で毎年お知らせしている。電気自動車などの低燃費自動車は非課税対象になる。
  - 一つ、国保の税収は毎年2,000万円から3,000万円くらい下がっており、30年度から令和元年度では3,000万円位の減になると見込まれる。国保の減収の補填については、国保の広域化をした時に基金や繰越金を活用することになっているので繰り入れでの対応になる。
  - 一つ、多度津小学校1校で外国語教材備品を購入予定であるが、県の補助があって実施するもので4小学校に希望を確認した上で決めている。今後も外国語の授業は充実させたい。
  - 一つ、49万5千円は体育館トイレの補修費であり、事故のあとに各所管課で全公共施設の点検を行い、危険箇所が15箇所あったので建設課職員と再度確認した上で専門業者とも現地確認をして、必要な工事費用は9月補正で対応したい。

- 一つ、温水プールの吊り天井などの危険箇所が指摘されているが、毎月の点検を継続して費用が高額になる時は対応策を検討したり、業者に点検を依頼することとしている。ランニングマシンには「トトくじ」の5分の4の補助を充てることにしており、他にも特定財源が使えるものはすべて活用したいと考えている。
- 一つ、被害女性は2度の手術を終えて、来週以降に退院出来る状況であると聞いている。保険以外にかかるものは、全て町が負担することとしている。
- 一つ、ため池台帳上では96箇所であるが、今回のハザードマップでの調査対象は中規模ため池の44箇所、全額が国庫補助事業のため今年度中に作成予定であり、成果物は危機管理室に提供する予定である。
- 一つ、昨年度に町内5箇所のため池で耐震診断のボーリング調査をした結果、奥白方の上池で耐震工事が必要となっている。
- 一つ、民間危険ブロック塀撤去支援は当初予算の10件分は4月・5月の申請分で達しているので、県と協議しながら10件分の追加補正をさせてもらっている。補助は申請順になる。
- 一つ、民間危険ブロック塀撤去支援事業160万円に対して2分の1が国庫支出金で4分の1が県支出金として歳入で計上している。
- 一つ、自治会要望は30年度に56件、31年度に59件出ており、土木関係が多いので優先的にやっていくつもりであるが、当初予算の約2,000万円程度と補正予算の約1,000万円程度で実施していく予定である。今まで溜まっていたものを財政を考えながら順番でやっているため、5~6年前のものをしていることもあり、何年かかるかを言うことは難しい。
- 一つ、町道に木がかぶさっている場合で、通行に支障があると判断した場合は所有者に文書で対応をお願いしている。また、事故発生が予想される時は、道路管理者として緊急的に町が最小限の対応をしている。
- 一つ、目標としては公共のトイレは全部洋式に換えたいと考えているが、今度の新庁舎やホール棟はユニバーサルデザインなので身障者や幼児に優しい多目的トイレにする予定である。現庁舎は現状のままで新たなものは考えていない。今年度は町民会館設のトイレの一部を洋式化する予定であり、今後も利用者の意見を聞きながら洋式化を考えたい。
- 一つ、車両は日野製の消防専用シャーシで、艀装メーカーはモリタポンプを予定している。

一つ、災害対応特殊消防ポンプ車は通常の消防ポンプ車と同じものであり、緊急消防援助隊の補助要綱に合わせている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第3号及び議案第9号については、委員会として原案を承認し、議案第4号から議案第7号については委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他2件の報告がありました。

以上で総務教育常任委員会の結果報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に町長報告の追加が出ております。報告は、タブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第3. 議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたしませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り、承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り、承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り、承認することに決定いたしました。

日程第6. 議案第4号 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター条例の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）



議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに、決定いたしました。

日程第7. 議案第5号 多度津町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り、可決することに決定いたしました。

日程第8. 議案第6号 令和元年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り、可決することに決定いたしました。

日程第9. 議案第7号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り、可決することに決定いたしました。

日程第10. 議案第9号 専決処分承認について（令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号））を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと、認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第9号についてを採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り、承認することに決定いたしました。  
日程第11. 閉会中の継続調査についてを議題といたします。  
この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。  
各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと、認めます。  
よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。  
以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。  
これにて、令和元年第2回多度津町議会定例会を閉会いたします。  
長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時23分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和元年6月14日  
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記